

四日市市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第25号

四日市市公共下水道条例の一部を改正する条例

四日市市公共下水道条例（昭和34年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第2章 排水設備等の設置及び構造 (第3条－第7条)	第2章 排水設備等の設置及び構造 (第3条－第7条)
第3章 公共下水道の使用（第8条 －第20条の2）	第3章 公共下水道の使用（第8条 －第20条の2）
第4章 雑則（第21条－ <u>第25条</u> ）	第4章 雑則（第21条－ <u>第24条</u> ）
第5章 罰則（ <u>第26条</u> － <u>第28条</u> ）	第5章 罰則（ <u>第25条</u> － <u>第27条</u> ）
（指定業者による排水設備等の工事の 実施）	（指定業者による排水設備等の工事の 実施）
第7条 （略）	第7条 （略）
<u>2 前項の指定の有効期間は、管理者が 別に定める。</u>	
<u>（手数料）</u>	
<u>第24条 管理者は次の各号に掲げる 事務について、当該事務の申請者か ら、当該各号に定める額の手数料を 徴収する。</u>	
<u>(1) 第7条第1項に規定する指定 1件につき10,000円</u>	

(2) 第7条第1項に規定する指定の更新 1件につき7,000円

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

第25条 (略)

第5章 罰則  
(罰則)

第26条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)及び(2) (略)

(3) 第7条第1項の規定に違反して排水設備等の設置又は改築の工事を実施した者

(4)から(9)まで (略)

第27条 (略)

第28条 (略)

第24条 (略)

第5章 罰則  
(罰則)

第25条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)及び(2) (略)

(3) 第7条の規定に違反して排水設備等の設置又は改築の工事を実施した者

(4)から(9)まで (略)

第26条 (略)

第27条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市公共下水道条例（以下「新条例」という。）第24条第1項の規定は、この条例の施行の日以後になされた新条例第7条第1項に規定する管理者の指定に係る申請から適用し、同日前までになされた改正前の四日市市公共下水道条例第7条に規定する管理者の指定に係る申請については、なお従前の例による。

(上下水道局生活排水課)